平成２０年（フ）第１８０６号
京都府宇治市木幡平尾29番地の64、申立時の住所京都府宇治市木幡畑山田28番地の20
破産者　三好　誠一
1　決定年月日　平成21年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第９７０号
熊本県阿蘇市一の宮町宮地5870番地５
破産者　藤本　茂樹
1　決定年月日　平成21年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第１３６１号
熊本県宇城市松橋町豊福1314―３　サンビレッジ三番館201号、住民票上の住所熊本県天草市倉岳町宮田1313番地
破産者　坂田　淳子
1　決定年月日　平成21年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第２２号
大分県国東市国東町田深218番地１
破産者　吉田　美香（旧姓熊埜御堂）
1　決定年月日　平成21年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

破産手続終結

平成２０年（フ）第３８３号
千葉県東金市大豆谷276番地１
破産者　長尾　光治
1　決定年月日　平成21年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成１９年（フ）第２８３９号
愛知県半田市仲田町２丁目40番地
破産者　大岩建設株式会社
1　決定年月日　平成21年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第９７０号
愛知県小牧市小牧４丁目564番地
破産者　株式会社ナカガワ
1　決定年月日　平成21年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第２４６２号
名古屋市守山区高島町172番地
破産者　有限会社シンエー商事
1　決定年月日　平成21年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第３７３０号
名古屋市中村区名西通３丁目29番地
破産者　株式会社ウォールエイト
1　決定年月日　平成21年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第８３４号
兵庫県加古郡稲美町印南1058番地10、商業登記簿上の本店所在地兵庫県加古郡稲美町印南1747番地
破産者　松井綜建株式会社
1　決定年月日　平成21年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所姫路支部

平成１９年（フ）第３８８号
島根県雲南市掛合町波多1010番地２
破産者　有限会社小城建設
1　決定年月日　平成21年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第２０９号
栃木県足利市寿町５番地16
破産者　大康商事株式会社
1　決定年月日　平成21年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２０年（フ）第１３４６号
東京都立川市栄町１丁目６番地の１防衛省立川宿舎Ｈ棟105号室
破産者　佐野　浩介
1　決定年月日　平成21年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２０年（フ）第７６号
島根県安来市安来町1656番地１
破産者　株式会社藤井水道工務店
1　決定年月日　平成21年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第６７２号
高知市南はりまや町１丁目７番18号
破産者　株式会社テラオ
1　決定年月日　平成21年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高知地方裁判所破産係

平成１８年（フ）第７４号
愛媛県今治市菊間町浜241番地１
破産者　国土開発株式会社
1　決定年月日　平成21年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
松山地方裁判所今治支部

平成２０年（フ）第２２７号
宮崎市月見ケ丘２丁目２番９号
破産者　有限会社海洋商事
1　決定年月日　平成21年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２０年（フ）第１４４４号
名古屋市昭和区八事富士見801番地　ライオンズマンション八事ガーデン弐番館908号
破産者　尾方　俊男
1　決定年月日　平成21年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部